**平成２７年（フ）第１１２７４号**
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡８－611
債務者　岡林　且訓
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２８６号**
東京都小金井市前原町３丁目16―11―203
債務者　北川　雅史
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２８８号**
東京都北区東十条４丁目６―21―302
債務者　上山　晶子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２８９号**
東京都足立区保木間４丁目11―１―103
債務者　伊藤　　司
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２９１号**
神奈川県横浜市緑区三保町2068―５―201
債務者　鈴木　満江（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２９５号**
東京都江戸川区西瑞江５丁目18―16―105
債務者　石島　和輝
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１２９９号**
東京都世田谷区南烏山６丁目27―７―309
川井方
債務者　清水美佳子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１３０３号**
東京都北区赤羽３丁目12―10―203
債務者　山本　晴久
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１１３１０号**
東京都江戸川区北小岩５丁目20―６　豊幸荘205
債務者　井上　建司
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４号**
東京都練馬区田柄４丁目１―17　ハイツＪ201
債務者　藤原　優子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０５７号**
東京都稲城市東長沼1004番地ロイヤル稲城104
債務者　友利　完榮
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２３０号**
釧路市貝塚１丁目７番22号
債務者　水野　亮太
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２７年（フ）第５２４号**
岡山市中区長岡503番地１　217号
債務者　藤田　　城
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２５号**
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6784番地こうの湯寮204号、前住所兵庫県淡路市草香北507番地23
債務者　村井　　淳
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係